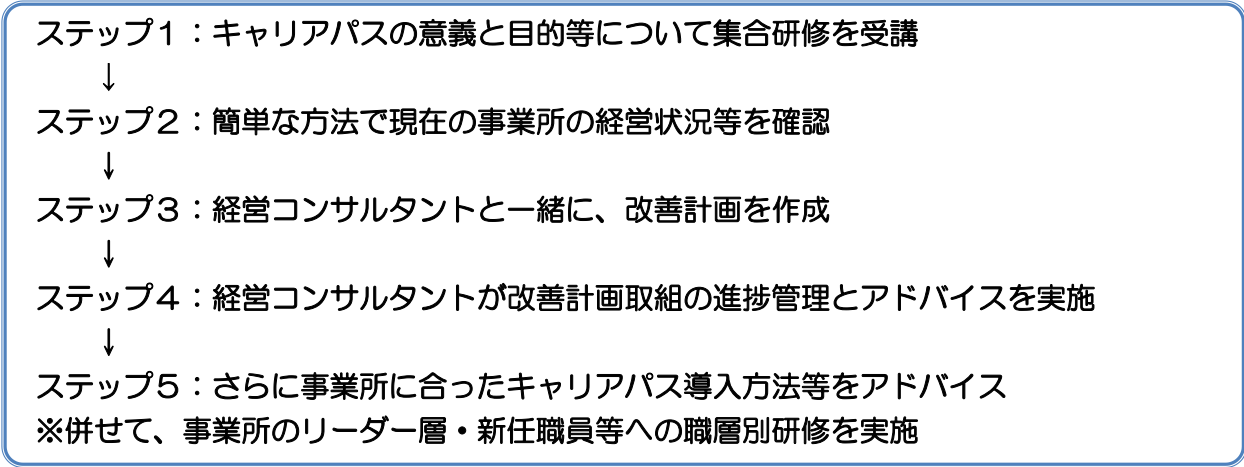


平成30年度経営コンサルタントによる無料相談・研修のご案内

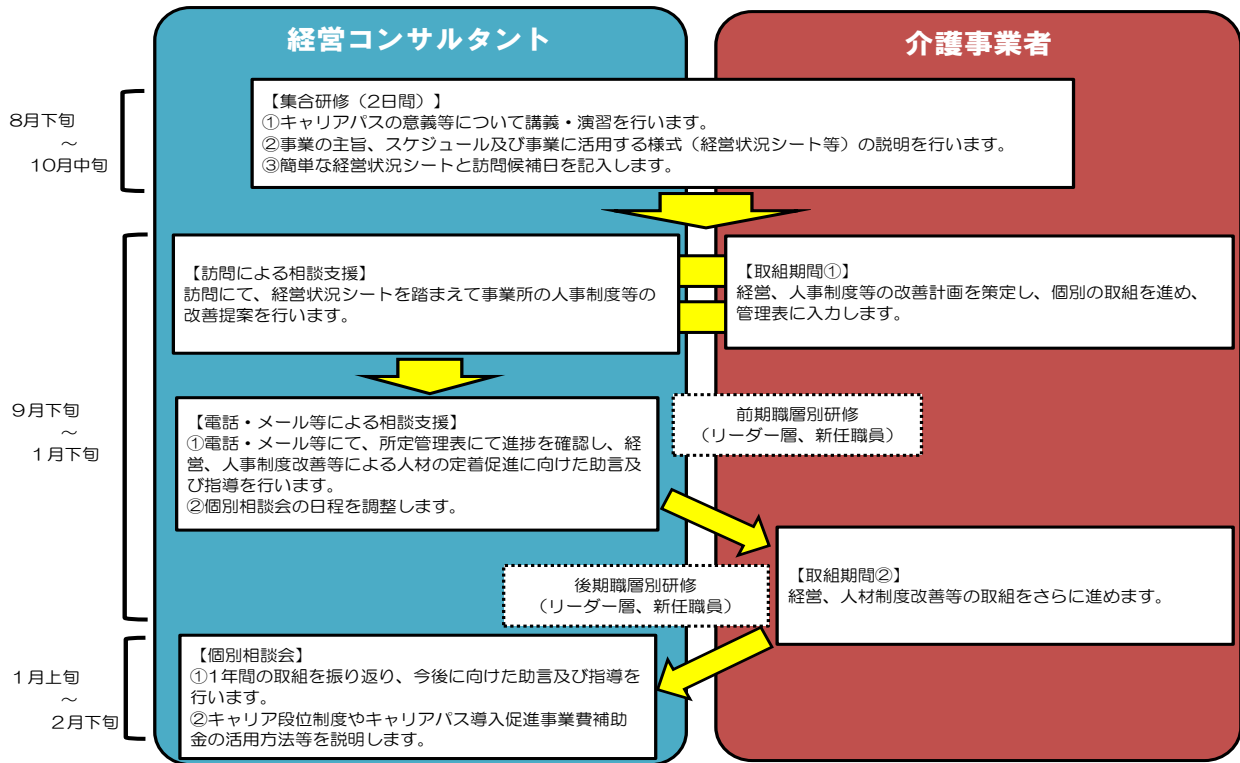
1 支援目的

都内の介護事業者に対して、経営コンサルタントによる集合研修、個別相談(訪問等)の機会を提供し、各事業所に合った人事制度の改善を支援することで、より多くの事業者が東京都介護職員キャリアパス導入促進事業を活用できる体制を確保し、介護人材の育成・定着を図ることを目的としています。

2 支援内容(予定)



【相談支援スケジュール(予定)】



経営コンサルタントが、
各事業所の状況に合った経営改善・人材育成・キャリアパス導入に向けた支援を行います。

3 利用条件

利用に当たっては、以下の条件を満たす必要があります。

- (1) 東京都介護職員キャリアパス導入促進事業費補助金（キャリアパス導入促進事業費補助）を申請していないこと。また、平成29年度キャリアパス導入準備のための相談支援を申請していないこと。
- (2) 平成30年4月1日現在、介護事業開始から、5年を経過していること。
- (3) 平成30年4月1日現在、レベル認定者及びアセッサーが在籍していないこと。
- (4) 平成30年度または平成31年度に「評価者（アセッサー）講習」を職員に受講させ、アセッサーを輩出するよう努めること。

4 対象事業所

都内で以下のサービスを運営する介護保険事業所等が対象です。

サービスの種類	サービスの種類
訪問介護	看護小規模多機能型居宅介護
(介護予防)訪問入浴介護	(介護予防)認知症対応型共同生活介護
通所介護	(介護予防)認知症対応型通所介護
(介護予防)短期入所生活介護	地域密着型特定施設入居者生活介護
(介護予防)短期入所療養介護	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
(介護予防)通所リハビリテーション	地域密着型通所介護
(介護予防)特定施設入居者生活介護	介護老人福祉施設
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	介護老人保健施設
夜間対応型訪問介護	介護医療院
(介護予防)小規模多機能型居宅介護	介護療養型医療施設

※介護保険法(平成9年法律第123号)第72条の2の規定による共生型サービスは除く。

5 利用方法

「人事制度改善等支援」利用申請書に必要事項を記載し、法人にて取りまとめのうえ、**平成30年6月29日（金曜日）までに提出してください。**

なお、利用申請書の様式は、公益財団法人東京都福祉保健財団ホームページ内の「東京都介護職員キャリアパス導入促進事業」のページに掲載しています。

URL：<http://www.fukushizaidan.jp/110careerpath/index.html>

6 その他

申請は、1法人につき同一サービスで1事業所となります。

申請事業所数が上限（200事業所）を超えた場合、都の選考基準により採択させていただきます。

【利用申請書の提出及びお問合せ先】

〒163-0719

東京都新宿区西新宿 2-7-1 小田急第一生命ビル 19 階

公益財団法人東京都福祉保健財団

人材養成部福祉人材養成室 介護キャリアアップ担当

電話 03-3344-8532

【制度に関するお問合せ先】

東京都福祉保健局 高齢社会対策部

介護保険課 介護人材担当 電話 03-5320-4267